

評議員・理事・監事の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おき垣会（以下「法人」という。）の評議員及び理事・監事（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給する事とし、評議員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、評議員等が法人の評議員会、理事会又はその他の会議・研修等に出席するときのほか、理事長による専決や、監事による監査の実施など評議員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事した時に限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次の通りとする。

評議員 2,000円 理事 2,000円 監事 2,000円

(費用弁償)

第3条 評議員等が法人の業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。